

国民健康保険に加入されている皆様へ

マイナ保険証をぜひご利用ください。

令和6年12月2日から、保険証の新規発行・再発行ができなくなります。
マイナンバーカードをお持ちの方は、ぜひマイナ保険証をご利用ください。

1 マイナ保険証を使うメリット

① より良い医療を受けることができる

本人が同意をすれば、初めての医療機関でも、特定健診情報や今までに使った薬剤情報が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられます。

② 自身の健康管理に役立つ

マイナポータルで、自身の特定健診情報と薬剤情報を閲覧できます。

③ 手続きなしで高額医療費の限度額を超える支払いを免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

④ 健康保険証としてずっと使える

就職や転職、引越しをしても、マイナンバーカードを健康保険証としてずっと使うことができます。

ただし、医療保険者が変わる場合は、これまでと同様に加入・喪失の届出が必要です。

2 マイナ保険証の利用申し込み

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、**申し込みが必要**です。健康保険証利用の申し込みは、マイナポータルやセブン銀行のA T M、医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーでできます。

マイナンバーカードの保険証利用の申し込みは

医療機関・薬局の **受付でもOK!!**

マイナンバーカードを医療機関・薬局にお持ちいただくだけで、健康保険証として利用するための申し込み手続きや、実際に利用いただくことが可能です！



顔認証付きカードリーダーに
マイナンバーカードを置く

・同意取得（お薬情報など）
・本人確認（顔認証等）

保険証登録未実施の場合
次の画面へ



この画面から
お申込み

登録完了!!

マイナンバーカードが
保険証として利用可能に!!



※顔認証付きカードリーダーの機種によっては本人確認や同意取得の必要となるタイミングが、異なる場合があります。
※申込完了までに少々お時間をいただく場合がございます。
※転居・転属等により保険者が変わる手続きが完了していない場合などには、マイナ保険証で受診いただくことができません。

利用

・同意取得（お薬情報など）

お手数ですが、
再度、同意取得
画面の操作を
お願いします

3 マイナ保険証の使い方



マイナ保険証を利用できる医療機関・薬局は、下のステッカーやポスターが目印です。



【ステッカー】



【ポスター】

厚生労働省のホームページでも、マイナ保険証が利用できる医療機関・薬局をご案内しています。下の二次元コードからアクセスできます。



4 マイナ保険証をお持ちでない場合

- ・マイナ保険証をお持ちでない方は、「**資格確認書**」で保険医療が受けられます。
- ・令和6年12月1日の時点で、お手元にある有効な保険証は、12月2日以降、**券面に記載してある有効期限まで使用可能**です。（**有効期限まで破棄しないようご注意ください。**）
- ※ 転職・転居等で加入している保険者が変わった場合は、使えなくなります。
- ・令和6年12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方には、**お手元にある保険証が**使えなくなる前に、申請いただくことなく「**資格確認書**」が交付され、引き続き、保険診療を受けることができます。

「資格確認書」が交付される人

- ① 次に掲げる方には、**申請いただくことなく**、「資格確認書」が交付されます。
 - ・マイナンバーカードを保有していない方
 - ・マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない方
 - ・マイナンバーカードの健康保険証利用登録を解除した方
 - ・マイナンバーカードに付与されている電子証明書の有効期限が切れている方
- ② 次のような場合は、**ご本人の申請に基づき**、資格確認書の交付ができます。
 - ・マイナンバーカードを紛失した場合
 - ・マイナンバーカードを更新中の場合
 - ・要配慮者（マイナ保険証での受診が困難な高齢者や障がい者）

「資格確認書」の様式などについて

【資格確認書の見本】

栃本県国民健康保険		有効期限 令和 7年 7月31日	
資格確認書			
記号	987	番号	65432 枝番 02 性別 女
氏名	ウツノミヤ セイコ 宇都宮 税子		
生年月日	昭和23年 6月11日	発効期日	令和 6年 8月 1日
適用開始年月日	平成27年12月26日	一部負担金の割合	2割
交付年月日	令和 6年 8月 1日		
世帯主氏名	宇都宮 ミヤリー		
住 所	宇都宮市旭1丁目1番5号		
保険者番号	090019		
交付者名	宇都宮市		

【被保険者証（従来）の見本】

栃本県国民健康保険		有効期限 令和 6年 7月31日	
被保険者証兼高齢受給者証			
記号	987	番号	65432 枝番 02 性別 女
氏名	ウツノミヤ セイコ 宇都宮 税子		
生年月日	昭和23年 6月11日	発効期日	令和 5年 8月 1日
適用開始年月日	平成27年12月26日	一部負担金の割合	2割
交付年月日	令和 5年 8月 1日		
世帯主氏名	宇都宮 ミヤリー		
住 所	宇都宮市旭1丁目1番5号		
保険者番号	090019		
交付者名	宇都宮市		

- 「被保険者証」から「資格確認書」に**名称が変更**
- 材質及び形状ならびに券面の記載事項は同じ**
- 被保険者証と同様に**有効期限は1年間**
- マイナ保険証を保有していない方には、当分の間、**申請によらず「資格確認書」を交付（毎年7月に発送）**

保険証と
同じように
使えます！



「資格確認書」を、医療機関等の窓口にお持ちいただくことで被保険者証と同様に、医療を受けることができます。

5 マイナ保険証に関するよくある質問

Q マイナ保険証は、全ての医療機関・薬局で使うことができますか。

A ほとんどの医療機関・薬局でマイナ保険証が利用できます。
なお、マイナ保険証が利用いただける医療機関・薬局は、厚生労働省のホームページで公表されています。

Q マイナ保険証を落したり、紛失した場合はどうすれば良いですか。

A マイナンバーカードを落したり、紛失した場合は、24時間365日体制でカードの一時利用停止を受け付けていますので、マイナンバー総合フリーダイヤルへ、お電話ください。
(マイナンバー総合フリーダイヤル：0120-95-0178)
なお、マイナ保険証を紛失した場合は、ご本人の申請に基づき、「資格確認書」を交付します。宇都宮市役所保険年金課（1階A14番窓口）又はお近くの地区市民センター・出張所で交付申請をしてください。

Q オンライン資格確認やマイナポータルで、別の方の情報が表示された場合、どこに問い合わせれば良いですか。

A 万が一、医療機関・薬局で別の方の情報が表示された場合は、以下のいずれかにお問い合わせください。
・ **マイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）**
※音声ガイダンスに従って、「4から2」の順にお進みください。
・ 宇都宮市保険年金課国保税グループ（028-632-2320）

Q 自分の健康保険情報が正しく登録されているかを確認する方法はありますか。

- A マイナポータルにログインし、「登録状況の確認」の「確認」ボタンを押し、「健康保険証」を押すと、健康保険証の登録状況が確認できます。
- ご自身が、スマートフォンなどマイナポータルの対応端末を所持していない場合は、以下のいずれかの方法で、ご確認ください。
- ・ ご家族の方などが所持している対応端末にて、ご自身のマイナンバーカードでログインして確認
 - ・ 宇都宮市保険年金課国保税グループ（028-632-2320）へお問い合わせして確認

Q マイナ保険証には有効期限や更新がありますか。

- A マイナ保険証は、ご自身の健康保険の資格に変更がなければ更新不要で使用できます。ただし、医療保険者が変わる場合は、これまでと同様に加入の届出が必要です。
- また、マイナンバーカードに付与されている電子証明書には有効期限があり、有効期限が経過したまま、電子証明書の更新がされていない場合は、マイナ保険証が使用できなくなります。なお、この場合は、申請によらず、「資格確認書」を交付します。

Q マイナ保険証の読み取りができない場合は、どのように受診すれば良いですか。

A マイナ保険証をお持ちの方には、「資格情報のお知らせ」を交付します。マイナ保険証の読み取りができない場合は、マイナ保険証と併せて「資格情報のお知らせ」又はマイナポータルの資格情報画面を医療機関などの窓口で提示することで受診可能です。



「資格情報のお知らせ」は、矢印の箇所を切り取ってご利用いただくことができます。

「資格情報のお知らせ」を交付する際に一緒に
お渡しする（郵送の場合は同封する）**カード
ケースに入れて携帯いただくと、形状を損なわずに、ご利用できます。**

【資格情報のお知らせ】

Q マイナ保険証を提示したら「資格情報なし」と表示されましたが、どうしたら良いですか。

- A 世帯主が変更となった場合、健康保険の資格情報更新手続きが必要です。
- 「資格情報なし」と表示される場合、更新手続きがお済みでないことが考えられますので、宇都宮市保険年金課国保税グループ（028-632-2320）までお問い合わせください。

Q 国民健康保険を脱退し、社会保険に加入する際は、あらためてマイナ保険証の利用登録をする必要がありますか。

- A 一度、マイナンバーカードを健康保険証として利用登録すれば、社会保険に加入する際や、再度、国民健康保険に加入する際に、あらためてマイナ保険証の利用登録をする必要はありません。なお、社会保険に加入した時は、国民健康保険の脱退届が必要となります。

お問い合わせ

宇都宮市役所 保険年金課(市役所1階A14番窓口) 028-632-2320